枚方市立地域活性化支援センター
シェアオフィスの使用者の選考に関する評価基準

１．評価項目

No.	項　　目　　名	内　　容
1	事業への熱意・能力・人格	●当施設の使用を希望する明確な理由を有していること。 ●経営理念、方針、ビジョンが明確であること。 ●提案力、専門知識等が豊富であること。
2	必要性	●当施設を使用することにより、その事業化等がより効果的に促進されると考えられること。
3	新規性・独創性	●既存の事業にはない、独自の発想に基づく事業であること。
4	計画の具体性・実現性、資金計画の妥当性	●事業計画が具体的かつ実現性を有すること。 ●資金計画の必要資金、調達方法が適正であること。
5	地域性	●枚方市域内の地域性を勘案して、地域に根付く事業としての発展性があること。
6	地域活性化支援センターのビジョン達成への寄与、コミュニティ形成	●地域活性化支援センターの目指すべきビジョンを理解し、利用者の交流によるコミュニティ形成の可能性等、その事業が他の使用者等に十分寄与し、ビジネス面での相乗効果が期待されること。

２．評価割合

No.	採　　点　　項　　目	劣っている	やや劣っている	普通である	一定優れている	特に優れている
1	事業への熱意・能力・人格	4	8	12	16	20
2	必要性	3	6	9	12	15
3	新規性・独創性	2	4	6	8	10
4	計画の具体性・実現性、資金計画の妥当性	3	6	9	12	15
5	地域性	2	4	6	8	10
6	地域活性化支援センターのビジョン達成への寄与、コミュニティ形成	6	12	18	24	30

※評価員３名で評価を行い、３名の平均点が 60 点以上を「合格（入居が適当）」とします。ただし、評価項目の別を問わず、評価員２名以上から、「劣っている」の評価がついた場合は、「合格」としない場合があります。
※「合格」となった者の中で、総合計点数の高い順（同点の場合は公平を期すため抽選）に入居者を決定し、あわせて希望する部屋もその順位に従って決定します。そのため、合格者が募集部屋数を超えた場合は、順位によっては入居できない場合があります。

地域活性化支援センターのビジョンについては次項参照

地域活性化支援センター（ひらっく）のビジョン

多くの方の知見を活用できる
コミュニティ型の創業支援施設へ

～手厚いサポートのある関西一創業しやすい街 枚方を目指して～

地域活性化支援センターは、多くの方の知見を活用できるコミュニティ型の創業支援施設として、創業支援のワンストップ相談窓口となり、専門家による経営相談、人材及び組織の育成支援等を行うとともに、利用者同士が交流でき、ビジネス面での相乗効果が期待できる機会を創出する。

